

2024(令和6)年度 質保証推進委員会による大学評価報告書

— 『佛教大学 全学自己点検・評価報告書』を踏まえたメタ評価結果 —

評価対象期間: 2023(令和5)年8月～2024(令和6)年7月



2025(令和7)年3月

佛教大学質保証推進委員会

目 次

はじめに.....	1
-----------	---

質保証推進委員会による大学評価

基準1 理念・目的.....	4
基準2 内部質保証.....	5
基準3 教育研究組織.....	6
基準4 教育・学習.....	8
基準5 学生の受け入れ.....	10
基準6 教員・教員組織.....	12
基準7 学生支援.....	13
基準8 教育研究等環境.....	14
基準9 社会連携・社会貢献.....	15
基準10 大学運営・財務.....	16
基準11 その他独自基準.....	18

課題一覧

課題一覧.....	21
-----------	----

はじめに

本大学評価報告書は、自己点検・評価委員会から質保証推進委員会に提出された『2024(令和6)年度 全学自己点検・評価報告書』*を基に、質保証推進委員会において、大学全体の観点から第三者的な立場で評価の妥当性等について評価した(メタ評価)結果をとりまとめたものです。

本大学評価報告書は、全学自己点検・評価で実施した11の基準ごとに、「評定」「総評」「長所・特色」「課題」としてとりまとめたものになります。ここに記載されている内容は、各組織において自らが行った点検・評価結果に対し、大学が再度客観的に評価した結果であり、現在の大学の実態を反映したものとと言えます。

今後、この結果を質保証推進委員会から関係組織にフィードバックし、改善活動を推進していくことになります。また、単一組織だけで取り組むことが出来ない全学的な課題については、質保証推進委員会を確認し、関連する組織等が連携して改善に取り組むよう依頼を行います。

今回、この評価結果をフィードバックし、関係組織が改善活動に向けた取り組みに着手することで、「佛教大学の内部質保証方針」に基づく内部質保証の仕組みが1サイクルを終えることとなります。この一連の取り組みを踏まえて、取り組み方法や体制などについて検証し、より有効に内部質保証の仕組みを機能させることができるように改善を進めていきます。

なお、「自己点検・評価結果」および「総括」の内容は、基準ごとに次のとおり構成しています。

<評価項目>

各基準の点検・評価項目を記載

I 評定

当該基準に関する、大学全体の観点からみた、当該基準に関する評定

評価結果	評定基準
S	極めて良好な状態。他大学に誇れる水準にある。
A	良好な状態。おおむね適切な水準にある。
B	軽度な問題点がある。目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	重度な問題がある。目的の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

II 総評

III 長所・特色

IV 課題

II～IVは、『2024(令和6)年度 全学自己点検・評価報告書』の総括を踏まえて実施したメタ評価結果をとりまとめています。

* 「佛教大学の内部質保証の方針」(以下、「質保証の方針」という)に基づき、毎年度行う全学的な自己点検・評価の実施結果を、自己点検・評価委員会においてとりまとめたもの

質保証推進委員会による大学評価

基準1 理念・目的

<評価項目>

011 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

012 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

I 評定

A

II 総評

基準1の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、おおむね適切な水準にある。但し、大学としての中・長期計画その他の諸施策の策定については幾つかの問題点があるため、それらへの対応が必要である。

「佛大 Vision2032」ならびに「佛大 Vision2032 中期計画」は策定されたが、「佛大 Vision2032 中期計画」に基づく行動計画(アクションプラン)が策定できていない。

学部や研究科に関しては、それぞれ年度当初に運営方針・目標・活動計画を設定し、その達成に向けての取り組みを行ってはいるが、「佛大 Vision2032 中期計画」を踏まえた中期計画の策定には至っていない。一部の学部研究科では検討が始まっているものの、全体としての策定には至っていない。

III 長所・特色

- ・大学の特長と今後の将来性・将来展望を踏まえた改革案として「佛大 Vision2032」ならびに「佛大 Vision2032 中期計画」が策定されている。
- ・「佛大 Vision2032 中期計画」は、中間地点の2027年度に目指す状態や、参照指標を伴うものとして設定されている。

IV 課題

- ・「佛大 Vision2032 中期計画」に基づく行動計画(アクションプラン)の策定。
- ・「佛大 Vision2032 中期計画」を踏まえた学部・研究科における中長期計画の策定。

基準2 内部質保証

<評価項目>

- 021 内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。
- 022 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。
- 023 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

I 評定

B

II 総評

基準2の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、幾つかの問題点があるため、それらへの対応が必要である。

大学全体として内部質保証の方針を定め、内部質保証体制の構築は行われているものの、これまで、内部質保証システムを機能させるための基盤となる全学的自己点検・評価の定期的な実施が行われていなかった。そのため、組織単位レベルでの自己点検・評価の結果に基づく改善・改革の実行、外部評価の実施ならびにそれらの公表ができていない。また、質保証システムの有効性や適切性を評価するための定量的根拠が現状では不十分である。組織単位レベルにおいては、単年度ごとの振り返りによる点検や課題改善のための取り組みは個々に行われているものの、全学的自己点検・評価を実施するための組織単位レベルでの体制構築は不十分な状態である。

III 長所・特色

特になし。

IV 課題

- ・内部質保証システムを機能させるための基盤となる全学的自己点検・評価の定期的な実施。
- ・組織単位レベルでの自己点検・評価の結果に基づく改善・改革の実行による内部質保証システムの実質化。
- ・外部評価の実施と結果の公表。
- ・質保証システムの有効性や適切性を評価するための定量的根拠の精査と収集。
- ・全学自己点検・評価を実施するための組織単位レベルの体制の構築。
- ・学生が質保証に参画するための仕組みの検討。

基準3 教育研究組織

<評価項目>

- 031 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。
- 032 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

I 評定

A

II 総評

基準3の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、おおむね適切な水準にある。

大学全体としては、大学の理念と歴史を踏まえた学部研究科ならびに各種附置機関等を設置しており、大学の長所を示している。

一方、急速な社会環境の変化や社会的なニーズにあわせた改組改編が必要な状況に置かれているが、改組改編に向けての検討に時間を要しており、迅速な対応がとれていない。これまでに保健医療技術学部看護学科の看護学部看護学科への改組、保健医療技術学部における健康スポーツ科学科の新設が決定されているが、それらに続いて、学生募集が困難な状況にある仏教学部、文学部、社会福祉学部の改組改編の検討が進んでいない。とりわけ、定員未充足が深刻な状態にある中国学科の改組は急務である。加えて、学生募集がさらに見込める社会学部の改組改編についても早急に進める必要がある。

また、大学院についても定員充足の状況や社会的な要請を踏まえた改革について検討に着手する必要がある。

通学課程の改組改編にあわせて通信教育課程についても、「佛大 Vision2032 中期計画」を踏まえながら、学部・大学院ともに将来に向けた改革を進める必要がある。

なお、大学院については、現在の大学院委員会のみで運営を行う体制に関して検証が必要である。

III 長所・特色

- ・大学の理念と歴史を踏まえた学部研究科ならびに各種附置機関等を設置しており、大学の長所を示している。

IV 課題

- ・急速な社会環境の変化や社会的なニーズにあわせた改組改編(学部・大学院、通信(学部・大学院))。

【基準3】

- ・定員充足の状況や社会的な要請を踏まえた改革(学部・大学院、通信(学部・大学院))。
- ・「佛大 Vision2032 中期計画」を踏まえた、将来に向けての改革の実行。
- ・附置機関の諸課題を踏まえた改革(総合研究所・宗教文化ミュージアム・専門職キャリアサポートセンター)。
- ・大学院の運営体制のあり方。

基準4 教育・学習

<評価項目>

- 041 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。
- 042 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。
- 043 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。
- 044 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。
- 045 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。
- 046 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

I 評定

B

II 総評

基準4の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、軽度な問題点があるため、対応が必要である。

全学共通レベルにおいては、学生の学習成果を可視化された情報として提供し、学修指導と結びつけること、および学習成果を多角的にアセスメントする方法と体制の確立等が課題となっている。また、通信教育課程では、授業アンケートが実施されているものの、通学課程のような全体的な結果の報告や分析が行われていない点や、通学課程のようなシラバスチェックが行われていない点が課題となっている。研究科については、学修の成果を多角的にアセスメントする方法や体制が確立できておらず問題である。さらに、組織単位レベルでは、学部研究科がそれぞれ個別に取り上げている課題が多数存在するため、それら諸課題に対して、大学全体としての対応が必要である。

一方で、組織単位レベルでは、学部研究科の特定の科目や取り組み、独自の研究指導體制の構築等において学生の学習成果の向上等に結び付いている事例も見られるため、それらの更なる進展が望まれる。

III 長所・特色

・組織単位レベルでは、学部研究科の特定の科目や取り組み、独自の研究指導體制の構築等において学生の学習成果の向上等に結び付いている事例が示されている。

IV 課題

- ・学生の学修成果の可視化。
- ・学修成果を多角的にアセスメントする方法と体制の確立(学部・研究科)。
- ・学修成果の可視化の結果を踏まえた学修指導。
- ・通信教育課程における授業アンケート結果の報告・分析。
- ・通信教育課程におけるシラバスチェック。
- ・各学部研究科における自己点検・評価結果で課題とされている各種事項への対応。
- ・オンライン授業の上限単位数に関する対応。
- ・正課外活動の促進と評価。
- ・新カリキュラムを踏まえた共通教養センターなど運営組織の設置に関する検討(基準3とも連動)。
- ・DPの達成度をはかる指標の設定(DPと外部アセスメントテストの接続の検証)。
- ・研究科における研究指導体制の在り方、判定基準の設定(ルーブリック)。

基準5 学生の受け入れ

<評価項目>

- 051 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。
- 052 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。
- 053 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

I 評定

B

II 総評

基準5の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、幾つかの問題点があるため、対応が必要である。

少子化が急速に進む社会状況の中にあつて、収容定員を充足することができない学部学科が一部に存在している点は問題であり、特に中国学科については対応が急務である。また、在籍学生の出身分布をみた場合、京都・滋賀・大阪が約8割を占めており、その他の隣接他府県からの入学者が少ない状況にある。加えて、通信教育課程については、収容定員の充足が困難な学部学科があり、定員設定の適切性について課題がある。

あわせて、研究科(通学・通信)においては、収容定員充足できない研究科専攻が多数存在している点も課題となっている。

一方で、高大連携事業の実質化に向けた取り組みの推進を目的とした高大連携センターの設置は、大学の特色を示すものといえる。

III 長所・特色

・高大連携事業の実質化に向けた取り組みの推進を目的とした高大連携センターの設置は、大学の特色を示している。

IV 課題

- ・収容定員充足が困難な学部学科への対応。
- ・定員未充足が続いている中国学科への対応。
- ・通信教育課程の学生募集の強化と適切な収容定員の設定。

- ・研究科の学生募集の強化と適切な収容定員の設定。
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令を踏まえた入試問題等の公表。
- ・留学生の積極的な募集と受け入れ体制の構築。

基準6 教員・教員組織

<評価項目>

- 061 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。
- 062 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。
- 063 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。
- 064 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

I 評定

B

II 総評

基準6の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、幾つかの問題点があるため、対応が必要である。

大学全体としての「教員組織の編成方針」が策定できていない点、教員の職務(責務)が規程上で明確化されていない点、FDのうち、教育活動を除いた研究活動や社会貢献等の活性化や資質向上に向けての取り組みが不十分である点、教員の業績評価を行う適切な仕組みが導入できていない点、授業における指導補助者の責任の明確化や研修制度などが未整備である点などが課題となっている。また、基幹教員制度への移行に向けての準備が完了していない現状にあり、対応が必要である。

あわせて、学部における教員配置については、多様性とバランスを十分に配慮したものとなっていない場合もあり、その点も課題である。

III 長所・特色

特になし。

IV 課題

- ・大学としての「教員組織の編成方針」の策定。
- ・教員の職務(責務)に関する規程の制定。
- ・研究活動や社会貢献等の活性化や資質向上に向けての取り組みの実施。
- ・教員評価の実施。
- ・多様性とバランスを十分に配慮した教員配置への対応。
- ・基幹教員制度移行への対応。
- ・基幹教員数および大学院担当教員数のチェック体制の整備。
- ・本学における実務家教員の定義の明確化と高等教育の修学支援制度等の要件を踏まえた適切な配置。
- ・現行の教員採用の検証。

基準7 学生支援

<評価項目>

071 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

072 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

I 評定

B

II 総評

基準7の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、幾つかの問題点があるため、対応が必要である。

大学としての「学生支援の方針」が定められておらず策定が急務となっている。さらに、その方針のもとでの修学支援、生活支援、就職支援等を網羅した方針を策定する必要がある。その上で、修学上、困難な状況にある学生への修学支援や経済的支援の充実などが課題となっている。

研究科(通学・通信)の学生支援については、通学課程の学部の学生支援に比して、それを専らとする部署を設置していないこともあり、十分な学生支援が行われていない点が課題となっている。

通信教育課程については、通信教育課程の特殊性もあるため通学課程のような学生支援とは異なるものの、通信教育課程の特殊性を踏まえた独自の学生支援体制という点では課題がある。

一方で、障害学生支援を専門とする教員を配置した学生支援センターを設置し、障害学生に対する支援部署を設けて取り組みを進めている点は長所といえる。

III 長所・特色

・障害学生支援を専門とする教員を配置した学生支援センターの設置と、障害学生に対する取り組みを進めている点は長所といえる。

IV 課題

- ・大学としての「学生支援の方針」の策定。
- ・大学としての「学生支援の方針」に基づいた修学支援、生活支援、就職支援等を網羅した方針の策定。
- ・方針に基づく修学支援、経済的支援の充実。
- ・研究科(通学・通信)の学生支援。
- ・通信教育課程の特殊性を踏まえた学生支援。
- ・留学生に対する支援体制の充実。
- ・奨学金制度の再整備(より広く多数の学生へ;奨学生の義務の明確化)。

基準 8 教育研究等環境

<評価項目>

- 081 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。
- 082 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。
- 083 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。
- 084 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

I 評定

A

II 総評

基準 8 の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、おおむね適切な水準にある。

一方、学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備を進め、あわせて ICT 化・DX 化に対応可能な教室環境等の整備に着手しているが、不十分である点や、技術的な支援を行う部署がない点、教室の機器備品のインターフェースが不統一であることなどが課題である。

また、科研費への応募件数を増加させるための施策を講じ、実際に応募件数も上昇してきているが、一定の段階で頭打ちとなっている点が課題である。

III 長所・特色

特になし。

IV 課題

- ・ICT 化・DX 化に対応可能な教室環境等の充実。
- ・ICT 化・DX 化における技術的な支援体制の整備。
- ・各教室における備品機器等のインターフェースの不統一への対応。
- ・社会福祉学部移転後の紫野キャンパスのあり方。
- ・科研費応募件数の増加に向けた取り組みのさらなる充実。
- ・研究支援費の諸課題の改革(支援費による成果の明確化;研究成果の大学への還元)。

基準9 社会連携・社会貢献

<評価項目>

- 091 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。
- 092 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

I 評定

A

II 総評

基準 9 の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、おおむね適切な水準にある。

一方、社会連携センターやボランティア室などで各種の取り組みが行われてはいるが、大学全体としての「社会連携・社会貢献に関する方針」が定められておらず、この点が課題である。

III 長所・特色

特になし。

IV 課題

- ・大学全体としての「社会連携・社会貢献に関する方針」の策定。
- ・社会連携・社会貢献に寄与している現状の取り組みの積極的な発信。

基準 10 大学運営・財務

<評価項目>

(1)大学運営

- 101 大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。
- 102 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。
- 103 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。
- 104 大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

(2)財務

- 105 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。
- 106 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

I 評定

B

II 総評

基準 10 の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、幾つかの問題点があるため、対応が必要である。

まず、大学全体としての「大学運営に関する方針」が策定できていないため、早急に策定する必要がある。また、私学法の改正による法人諸規程の改正に伴う大学諸規程の改正、「佛大 Vision2032 中期計画」に基づいた事業計画・予算案策定の仕組みの構築、さらには二条キャンパス2号館の建設にあわせた二条キャンパス事務体制ならびに運営体制の構築が課題となっている。また、専門的な知識技能を有する職員の採用と育成、人事制度の抜本的改革、社会的な要請に応える SD の実施なども課題である。

財政計画については、大学としての中・長期計画を有してはいるものの、将来的な安定運営に資する財政基盤の確立に至っておらず、課題である。

III 長所・特色

特になし。

IV 課題

- ・大学全体としての「大学運営に関する方針」の策定。
- ・私学法の改正による法人諸規程の改正に伴う大学諸規程の改正。
- ・「佛大 Vision2032 中期計画」に基づいた事業計画・予算案策定の仕組みの構築。
- ・二条キャンパス 2 号館の建設にあわせた二条キャンパス事務体制ならびに運営体制の構築。
- ・専門的な知識技能を有する職員の採用と育成。
- ・人事制度の抜本的改革。
- ・社会的な要請に応える SD の実施(関係規程の整備)。
- ・将来的な安定運営に資する財政基盤の確立。
- ・迅速な意思決定のための組織体制の再構築。
- ・責任と権限の明確化、役割分担の明確化。
- ・大学院を支える事務体制の構築。

基準 11 その他独自基準

<評価項目>

- 111 外部資金の獲得。
- 112 各事務組織が大学の運営方針・目標を踏まえた当該部署の方針・目標等に基づき適切に運営を行っていること。
- 113 所管する各種会議・委員会等について規程に基づき適切に運営し機能を果たしていること。
- 114 数理・データサイエンス・AIに係る教育プログラムを、文部科学省が定める実施要項・実施要項細目に基づき、定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

I 評定

B

II 総評

基準 11 の「評価項目ごとの大学全体の現状」を踏まえて、当該基準全体を大学としてみた場合、幾つかの問題点があるため、対応が必要である。

特に、外部資金の獲得のうち、経常費補助金については減少傾向にあり、獲得結果の分析と分析結果に基づいた施策の策定と実施、および補助要件と国の施策の関係性に関する学内理解の促進が課題である。

科研費への応募件数については、全体として増加傾向にあるが専任教員に関しては頭打ちの現状にあり、附置機関における応募状況等についても課題を有している。

大学の運営方針・目標を踏まえた、各事務組織の方針・目標等に基づく適切な運営については、各事務組織の方針・目標等が、必ずしも大学全体の運営・方針に基づいたものとなっていない点で課題となっている。

各種会議・委員会等の規程に基づいた適切な運営については、議事録の公表なども含め、対応が不十分な点などが課題である。

III 長所・特色

特になし。

IV 課題

・経常費補助金の獲得結果の分析と分析結果に基づいた施策の策定と実施。

- ・補助金獲得における補助要件と国の施策の関係性に関する学内理解の促進。
- ・科研費応募件数の増加に向けた取り組みの充実。
- ・大学の運営方針・目標に基づく、各事務組織の方針・目標等の設定。
- ・各種会議・委員会等における議事録・資料等の適切な公表。

課題一覽

課題一覧

今後、各課題に対応していく組織と検討の優先順位を定め、質保証推進委員会から当該対応組織へ改善に向けた取り組みを依頼します。

なお、これら課題の進捗については、毎年度の全学自己点検・評価の中で改善状況として確認していきます。

基準	課題
1 理念・目的	(1) 「佛大 Vision2032 中期計画」に基づく行動計画(アクションプラン)の策定。
	(2) 「佛大 Vision2032 中期計画」を踏まえた学部・研究科における中長期計画の策定。
2 内部 質保証	(3) 内部質保証システムを機能させるための基盤となる全学的自己点検・評価の定期的な実施。
	(4) 組織単位レベルでの自己点検・評価の結果に基づく改善・改革の実行による内部質保証システムの実質化。
	(5) 外部評価の実施と結果の公表。
	(6) 質保証システムの有効性や適切性を評価するための定量的根拠の精査と収集。
	(7) 全学自己点検・評価を実施するための組織単位レベルの体制の構築。
	(8) 学生が質保証に参画するための仕組みの検討。
3 教育研究 組織	(9) 急速な社会環境の変化や社会的なニーズにあわせた改組改編(学部・大学院、通信(学部・大学院))。
	(10) 定員充足の状況や社会的な要請を踏まえた改革(学部・大学院、通信(学部・大学院))。
	(11) 「佛大 Vision2032 中期計画」を踏まえた、将来に向けての改革の実行。
	(12) 附置機関の諸課題を踏まえた改革(総合研究所・宗教文化ミュージアム・専門職キャリアサポートセンター)。
	(13) 大学院の運営体制のあり方。
4 教育・学習	(14) 学生の学修成果の可視化。
	(15) 学修成果を多角的にアセスメントする方法と体制の確立(学部・研究科)。
	(16) 学修成果の可視化の結果を踏まえた学修指導。
	(17) 通信教育課程における授業アンケート結果の報告・分析。
	(18) 通信教育課程におけるシラバスチェック。
	(19) 各学部研究科における自己点検・評価結果で課題とされている各種事項への対応。
	(20) オンライン授業の上限単位数に関する対応。
	(21) 正課外活動の促進と評価。
	(22) 新カリキュラムを踏まえた共通教養センターなど運営組織の設置に関する検討(基準3とも連動)。
	(23) DPの達成度をはかる指標の設定(DPと外部アセスメントテストの接続の検証)。
	(24) 研究科における研究指導体制の在り方、判定基準の設定(ルーブリック)。

基準	課題
5 学生の 受け入れ	(25) 収容定員充足が困難な学部学科への対応。
	(26) 定員未充足が続いている中国学科への対応。
	(27) 通信教育課程の学生募集の強化と適切な収容定員の設定。
	(28) 研究科の学生募集の強化と適切な収容定員の設定。
	(29) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令を踏まえた入試問題等の公表。
	(30) 留学生の積極的な募集と受け入れ体制の構築。
6 教員・ 教員組織	(31) 大学としての「教員組織の編成方針」の策定。
	(32) 教員の職務(責務)に関する規程の制定。
	(33) 研究活動や社会貢献等の活性化や資質向上に向けての取り組みの実施。
	(34) 教員評価の実施。
	(35) 多様性とバランスを十分に配慮した教員配置への対応。
	(36) 基幹教員制度移行への対応。
	(37) 基幹教員数および大学院担当教員数のチェック体制の整備。
	(38) 本学における実務家教員の定義の明確化と高等教育の修学支援制度等の要件を踏まえた適切な配置。
(39) 現行の教員採用の検証。	
7 学生支援	(40) 大学としての「学生支援の方針」の策定。
	(41) 大学としての「学生支援の方針」に基づいた修学支援、生活支援、就職支援等を網羅した方針の策定。
	(42) 方針に基づく修学支援、経済的支援の充実。
	(43) 研究科(通学・通信)の学生支援。
	(44) 通信教育課程の特殊性を踏まえた学生支援。
	(45) 留学生に対する支援体制の充実。
	(46) 奨学金制度の再整備(より広く多数の学生へ;奨学生の義務の明確化)。
8 教育研究等 環境	(47) ICT化・DX化に対応可能な教室環境等の充実。
	(48) ICT化・DX化における技術的な支援体制の整備。
	(49) 各教室における備品機器等のインターフェースの不統一への対応。
	(50) 社会福祉学部移転後の紫野キャンパスのあり方。
	(51) 科研費応募件数の増加に向けた取り組みのさらなる充実。
	(52) 研究支援費の諸課題の改革(支援費による成果の明確化;研究成果の大学への還元)。
9 社会連携 ・社会貢献	(53) 大学全体としての「社会連携・社会貢献に関する方針」の策定。
	(54) 社会連携・社会貢献に寄与している現状の取り組みの積極的な発信。

基準	課題
10 大学運営 ・財務	(55) 大学全体としての「大学運営に関する方針」の策定。
	(56) 私学法の改正による法人諸規程の改正に伴う大学諸規程の改正
	(57) 「佛大 Vision2032 中期計画」に基づいた事業計画・予算案策定の仕組みの構築。
	(58) 二条キャンパス2号館の建設にあわせた二条キャンパス事務体制ならびに運営体制の構築。
	(59) 専門的な知識技能を有する職員の採用と育成。
	(60) 人事制度の抜本的改革。
	(61) 社会的な要請に応えるSDの実施(関係規程の整備)。
	(62) 将来的な安定運営に資する財政基盤の確立。
	(63) 迅速な意思決定のための組織体制の再構築。
	(64) 責任と権限の明確化、役割分担の明確化。
11 その他 独自基準	(65) 大学院を支える事務体制の構築。
	(66) 経常費補助金の獲得結果の分析と分析結果に基づいた施策の策定と実施。
	(67) 補助金獲得における補助要件と国の施策の関係性に関する学内理解の促進。
	(68) 科研費応募件数の増加に向けた取り組みの充実。
	(69) 大学の運営方針・目標に基づく、各事務組織の方針・目標等の設定。
(70) 各種会議・委員会等における議事録・資料等の適切な公表。	

各基準の評定一覧

基準	評定
1 理念・目的	A
2 内部質保証	B
3 教育研究組織	A
4 教育・学習	B
5 学生の受け入れ	B
6 教員・教員組織	B

基準	評定
7 学生支援	B
8 教育研究等環境	A
9 社会連携・社会貢献	A
10 大学運営・財務	B
11 その他独自基準	B

